

第6章 効果的な計画の推進

1 推進体制

この基本計画は、市長を本部長とする「小松島市人権教育・啓発推進本部」を核とし、全庁あげて取り組み、必要な事項は協議しながら整備します。

市民対象の教育・啓発は、市人権教育振興協議会の活動を通じて具体的に推進します。

2 連携

この基本計画に基づき、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、国（徳島地方法務局等）・県と相互の連携を図ることが大切であり、そのためには公的機関だけではなくNPOをはじめとする民間団体や企業、関係諸団体との意見交換や連絡調整・連携を大切にし、情報や機会の提供など機能と効率を高めていくよう努めます。

3 推進方策

(1) 人材の育成

県や関係団体と連携を図りながら、人材を育成するため、研修や講座の質的向上に努め、これに関する情報交換等についても積極的に進めます。

(2) 研修・講座等の充実

関係機関や諸団体と交流・連携を深め、内容についても教材や手法の情報交換や

支援体制の整備を図ります。

(3) 効果的な手法

より工夫を重ね、学習のニーズにそって、研修や交流、フィールドワークや参加体験型学習をも採り入れ、また広く市民からのアイデアも求めていきます。

(4) 教材の整備と開発

教材や資料については、日常生活に直結し、家庭、学校、地域、職場の身近な問題に根ざしたものを多く採り入れるよう努めます。生涯学習の視点から、各年齢を考え興味を引き起こし、態度や行動に移せるように工夫し、整備・開発に努めます。また、得た情報は広報やインターネット等を通じて提供していきます。

4 相談・支援に関する施策の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は人権教育・啓発と並んで、重要な取り組み課題です。また、市民が自己実現のため主体的な活動に取り組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。そのため、国・県や近隣市町村との連携・協働を図りながら、相談・支援に関する取組の充実に努めます。

5 計画の見直し

この基本計画は、国や県及び本市の実情や状況変化等に的確に対応し、必要に応じて見直すこととします。

